

人	事	労	務	関	連	コ	ラ	ム	【	3	】	雇	用	保	険					
雇	用	保	険	は	、	労	働	者	が	会	社	を	退	職	し	た	場	合	に	、
次	の	就	職	先	を	見	つ	け	る	ま	で	の	生	活	を	保	障	す	る	
た	め	の	も	の	で	す	。	ま	た	、	失	業	の	場	合	に	備	え	て	
就	職	に	役	に	立	つ	勉	強	を	行	う	機	会	を	与	え	る	も	の	
で	も	あ	り	ま	す	。	失	業	し	て	も	、	次	の	就	職	に	備	え	
る	た	め	の	も	の	で	す	か	ら	、	働	く	意	思	が	な	い	と	失	
業	手	当	は	貰	え	ま	せ	ん	。	失	業	等	給	付	は	、	求	職	者	
給	付	・	就	職	促	進	給	付	・	教	育	訓	練	給	付	及	び	雇	用	
継	続	給	付	が	あ	り	ま	す	。	求	職	者	給	付	に	は	、	基	本	
手	当	・	技	能	習	得	手	当	・	寄	宿	手	当	・	傷	病	手	当	が	
あ	り	ま	す	。	就	職	促	進	給	付	に	は	、	就	業	促	進	手	当	
・	移	転	費	・	広	域	求	職	活	動	費	が	あ	り	ま	す	。	教	育	
訓	練	給	付	に	は	、	教	育	訓	練	給	付	金	が	あ	り	ま	す	。	
雇	用	継	続	給	付	に	は	、	高	年	齢	雇	用	継	続	基	本	給	付	
金	・	高	年	齢	再	就	職	給	付	金	・	育	児	休	業	基	本	給	付	
金	・	育	児	休	業	職	場	復	帰	給	付	金	・	介	護	休	業	給	付	
金	が	あ	り	ま	す	。	雇	用	保	険	は	、	つ	い	最	近	も	改	正	
さ	れ	、	労	働	者	の	事	を	考	え	た	も	の	に	な	っ	て	い	ま	
す	。																			